

令和8年度小型動力消防ポンプ軽積載車
(デッキバンタイプ)
仕 様 書

壱 岐 市

小型動力消防ポンプ軽積載車仕様書

第1 総則

1. 目的

この仕様書は、壱岐市が令和8年度に購入する、小型動力消防ポンプ軽積載車(以下「積載車」という。)の製作について必要な事項を定める。

2. 概要

- (1) 積載車は、緊急自動車として登録された車両で、当該シャーシに小型動力消防ポンプ(以下「ポンプ」という。)を積載し、火災及びその他の災害に対し速やかに活動できるものであること。
- (2) 積載車の艤装にあたり、仕様書の目的が達成されるよう製作する上で技術上の変更を要する場合、又は疑義のある場合には、消防本部担当者と事前に協議し必ず承認を得ることとする。
- (3) 燃料満タンで納車すること。

3. 適用法令

積載車は、次に掲げる関係法令及び通達等に適合するものとする。

- (1) 道路運送車両法
- (2) 道路運送車両の保安基準

4. 提出書類

- (1) 受注者は、契約締結後、次に掲げる関係書類を提出し承認を受けたのち製作するものとする。
 - ① 製作工程表 1部
 - ② 艤装五面図 2部
 - ③ その他指示するもの 若干
- (2) 納入時、次に挙げる書類を提出すること。
 - ① 完成図面 2部
 - ② 取扱説明書 2部
 - ③ カラー写真(積載車四面及び積載器具等一切) 1部
 - ④ その他指示するもの 若干

5. 検査

(1) 中間検査

製作工程中、必要な事案が生じた場合に行う。

(2) 完成検査

積載車納入時次の検査を行う。但し、検査に必要な経費は受注者の負担とする。

- ① 性能検査
- ② 積載品及び取り付け品
- ③ 走行試験
- ④ その他必要とする試験

6. 諸費用

(1) 登録諸費用

- ① 登録に関する一切の経費については受注者が負担する。
(自動車登録手数料、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料
およびリサイクル料金含む。)
- ② ナンバー
西暦(暦年)ー登録月とし、前後共保護枠を取付ける。
例：2024年1月 24-01

7. 保証期間

保証期間は完成検査合格日の翌日から向こう1カ年間とする。設計施工及び使用材料等に起因する故障又は不備が発生した場合は、受注者は速やかに無償で取替え又は修理するものとする。

第2 仕様

1. シャーシは、下記に適合するものとする。(又は仕様同等品)

- | | |
|---------------|---|
| (1) 型式 | デッキバンタイプ |
| (2) エンジン | ガソリンエンジン 排気量660cc以下 |
| (3) 駆動方式 | 4WD
※タイヤチェーン不要 |
| (4) トランスミッション | CVT |
| (5) 車体主要寸法 | ①全長 3,400mm以下
②全幅 1,480mm以下
③全高 2,000mm以下 |
| (6) 乗車定員 | 4名 |

2. 積載小型動力消防ポンプ

- (1) 現在所有する小型動力消防ポンプを搭載することとし、現地採寸とする。

3. ポンプ積載装置

- (1) ポンプ積載装置は引出レール方式とし、引出用レールはポンプの積載加重に十分耐える鋼材で、ベアリングを使用してポンプの積載及び荷降が容易に出来る

構造とすること。(積載装置の積みおろし時の高さは別途協議すること。)

- (2) ポンプを積載したときは、走行時の振動等に支障を来さないよう安全装置を取り付けること。

4. 艀装

- (1) ポンプ、積載品及び取付け品の積載装置は、走行中の振動等により移動又は破損等を生じないように、安全確実に固定するとともに容易に積降ろしができること。

- (2) ホース収納装置は、荷台上に専用の収納装置を設け65mmホース5本を収納出来る構造とすること。

- (3) 吸管取付装置は、荷台後部のゲート型フレームに設置し、容易に吸管が脱着出来る構造とすること。

- (4) 後部車体上部にサーチライトを取り付け、なお、伸縮型とし、スイッチは近くに取り付けること。

- (5) キャブに次のとおり取付けること。

① 屋根上部に赤色台座を設け、散光式赤色警光灯(標識灯及び電動サイレン内蔵型)を取り付けること。

② キャブ又は艀装フレーム左側若しくは後方にSUS製訓練旗立て及び丸環付パイプを設けること。

③ 運転席と後部隊員席の天井部中間にメガホン取付け金具を取り付けること。

④ 消防団章を前部中央部に取付けること。

⑤ バンパー左右に赤色点滅灯を取付けること。(電子サイレンと連動すること)

- (6) ポンプ本体の排水及び真空ポンプ・エンジン排気のパイプは、誘導パイプで車体下部に排出すること。(排気は、延長パイプにて荷台後方に排出対応でも可)

- (7) 下記物品の積載装置を荷台後部に取付けること。なお、配置については承認図で別途指示する。

吸水管、消火栓開閉金具、管鎗、鳶口、金てこ、剣先スコップ、2つレバー付二又分岐管、中継媒介金具、スタンドパイプ、消火栓媒介金具、車輪止め

- (9) 車体の艀装に使用するパイプ、ネジ、ナット、ボルト及び蝶番等は、防錆のためSUS製とすること。

- (10) 車体と接触又は車体に積載する各種器具は、磨耗等を防止するための緩衝材(ゴムマット等)を施すこと。

- (11) 積載車のバッテリー上がり防止のため、バッテリー管理器を取り付けること。また、差込口は後部に蓋付き、マグネット式で取り付けること。

- (12) ドライブレコーダー(モニター付で常時録画が可能な型式)を取り付けること。

5. 塗装及び記入文字

- (1) 車体の塗装は、下処理を入念に行い、全面朱色塗装とすること。

- (2) キャブ両側前後ドアに「老岐市消防団」と「地区名」、「分団名」を白文字丸ゴ

シック体（大きさレイアウトは別途指示）で記入すること。標識灯は別途指示する文字を記入すること。

勝本地区 第4分団東

郷ノ浦地区 第2分団2部

6. 納入期限 令和 9年3月26日（金）
7. 納入場所 壱岐市消防本部
8. 数量 2台
9. 取付け機器、付属品、型式等は明細書のとおり

小型動力消防ポンプ軽積載車及び付属品明細書

下記数量は、1台当たりの数量とする。

No.	品名	型式等	数量	単位
1	シャーシ	デッキタイプ、ガソリンエンジン（排気量 660cc 以下）、キャブ内 4 人乗り、4WD、CVT、オートイレス、サイドバイザー、フロアマット、非常用停止板、	1	台
2	散光式赤色警光灯	AZS-M1LYFR	1	台
3	電子サイレン	TSK-D151	1	台
4	サーチライト	LD27Y	2	個
5	赤色点滅灯	LPT-1M1-R	2	個
6	メガホン	TS-633R	1	個
7	メガホンホルダー	NZ-305	1	個
8	消防団章	シール	1	個
9	ドライブレコーダー	モニター付で常時録画が可能な型式	1	式
10	消火栓開閉金具	MH キーハンドル 800	1	個
11	金てこ		1	本
12	車輪止め	小	2	個
13	ポンプ中継金具	自動中継弁 SRV2000-75E	1	個
14	スタンドパイプ	単口引上 715	1	個
15	ホースバッグ	65mm×3 本	2	個

※ 付属品は同等品可能とするが、事前に仕様書等提出の上、承認を得ること。

※ 積載物品の艤装については、仕様書第 2 の 2. 及び第 2 の 4. (7) のとおりとし、既存物品については下記のとおりとする。

- 1 吸水管 LDH75（ちりよけ籠及びストレーナー付）
- 2 管鎗 PP-65A-EXS
- 3 鳶口 1.8m（2 本積載できること）
- 4 二又分岐管 WB-65MC
- 5 剣先スコップ
- 6 消火栓媒介金具 75mm ネジメス×65mm 差込メス（つの付）